

## 議案第 1 号

### 取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 8 0 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

#### 提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1から20まで (略)</p> <p>21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第18項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1から20まで (略)</p> <p>21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の</p>

規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	

21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	

63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			
95		294,800	342,700			
96		295,200	343,100			
97		295,400	343,200			
98		295,700	343,700			
99		296,100	344,100			
100		296,500	344,400			
101		296,700	344,700			
102		297,000	345,100			
103		297,400	345,500			
104		297,700	345,900			

105		297,900	346,400					
106		298,200	346,800					
107		298,600	347,200					
108		298,900	347,600					
109		299,100	348,100					
110		299,500	348,500					
111		299,900	348,800					
112		300,200	349,100					
113		300,300	349,600					
114		300,600						
115		300,900						
116		301,300						
117		301,500						
118		301,700						
119		302,000						
120		302,300						
121		302,700						
122		302,900						
123		303,200						
124		303,500						
125		303,800						
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第3 (第5条関係)

## 消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	362,300
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	364,900
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	367,400
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	370,000
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	371,900
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	374,400
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	376,700
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	379,200
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	381,700
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	384,400
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	387,000
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	389,700
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	392,100
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	394,400
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	396,600
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	399,000
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	400,800
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	402,800
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	404,700
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	406,500
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	408,400
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	410,200
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	412,000
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	413,900
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	415,700
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	417,200
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	418,700
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	420,300
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	421,900
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	423,200
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	424,500
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	425,700
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	426,900
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	428,200
35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	429,500	

36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	430,700
37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	431,900
38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	432,700
39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	433,500
40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	434,300
41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	434,900
42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	435,600
43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	436,300
44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	437,000
45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	437,800
46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	438,600
47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	439,000
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	439,700
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	440,200
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	440,600
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	441,000
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	441,400
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	441,800
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	442,200
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	442,600
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	442,900
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	443,200
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	443,600
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	443,900
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	444,200
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	444,500
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	

78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800
94	300,200	323,800	350,200	383,800		
95	301,300	325,200	351,700	384,400		
96	302,600	326,500	353,200	384,900		
97	303,700	327,700	354,500	385,300		
98	304,900	329,000	355,700	385,700		
99	306,100	330,300	356,800	386,300		
100	307,300	331,600	358,000	386,800		
101	308,500	333,000	359,100	387,200		
102	309,500	333,900	360,200	387,700		
103	310,600	335,000	361,300	388,300		
104	311,600	336,200	362,500	388,800		
105	312,400	337,300	363,700	389,100		
106	313,000	338,400	364,200	389,500		
107	313,600	339,400	364,800	390,000		
108	314,300	340,500	365,400	390,300		
109	314,800	341,700	366,000	390,600		
110	315,300	342,700	366,500	391,100		
111	315,800	343,700	367,000	391,600		
112	316,400	344,600	367,500	392,100		
113	317,200	345,500	367,900	392,400		
114	317,900	346,400	368,300	392,900		
115	318,600	347,400	368,900	393,400		
116	319,300	348,400	369,400	393,900		
117	319,900	349,400	369,800	394,200		
118	320,700	349,900	370,300	394,700		
119	321,400	350,500	370,900	395,200		

120	322,200	351,100	371,400	395,700				
121	322,800	351,400	371,500	396,100				
122	323,100	351,800	372,100	396,600				
123	323,600	352,300	372,600	397,000				
124	324,100	352,700	373,000	397,500				
125	324,400	353,100	373,500	397,900				
126		353,500	374,000					
127		354,000	374,500					
128		354,400	375,000					
129		354,800	375,300					
130		355,200	375,800					
131		355,600	376,300					
132		356,000	376,800					
133		356,200	377,100					
134		356,700	377,600					
135		357,100	378,000					
136		357,400	378,400					
137		357,700	378,700					
138		358,100	379,200					
139		358,600	379,700					
140		359,100	380,200					
141		359,400	380,500					
142		359,900						
143		360,400						
144		360,900						
145		361,200						
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	356,400	

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおい	(期末手当) 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び付

てこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 及び6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の人事評価その他の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市

則第18項第2号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。付則第18項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 及び6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び付則第18項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の人事評価その他の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1カ月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、

規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5 を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで (略)

付 則

1 から 17 まで (略)

又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第 18 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 85、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 40、12 月に支給する場合には 100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで (略)

付 則

1 から 17 まで (略)

18 平成 30 年 3 月 31 日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定減額職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定減額職員以外の

者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定減額職員となった場合にあっては、特定減額職員となった日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、付則第20項及び第21項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び付則第20項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2

項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第21項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合においては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第21項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第24条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前3号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職

員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第24条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第24条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

<u>給料表</u>	<u>職務の級</u>
<u>行政職給料表</u>	<u>6級</u>
<u>消防職給料表</u>	<u>7級</u>

19 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

20 付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 第17条の規定により算出した給与額

(2) 給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第17条の市規則で定める時間を減じたもの(以下この号において「総勤務時間数」という。)で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額)

21 付則第18項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の

規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分の1.425を乗じて得た額(最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85、12月に支給するときは100分の95を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「<u>市規則で定める職員</u>」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「<u>職務等に応じて</u>」と読</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「<u>規則で定める職員</u>」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「<u>職務等に応じて</u>」と読</p>

み替えるものとする。

み替えるものとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	(期末手当) 第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>373,000 円</u>
2	<u>421,000 円</u>
3 から 7 まで	(略)

2 及び 3 (略)

(給与条例の適用除外等)

第7条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	<u>372,000 円</u>
2	<u>420,000 円</u>
3 から 7 まで	(略)

2 及び 3 (略)

(給与条例の適用除外等)

第7条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5, 12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び

<p>取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5, 12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>
---	---

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに付則第4項、第6項及び第7項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）付則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）、改正後の特別職給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例付則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年4月1日において取手市職員の給与に関する条例第6条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して市規則で定める職員を除く。）

以下この項において「昇給抑制職員」という。) その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(市規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(取手市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 取手市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1 及び 2 (略)	付 則 1 及び 2 (略) <u>(給与条例付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u> 3 <u>給与条例付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条第2項の規定の適用については、同項中「第17条」とあるのは、「付則第20項」とする。</u>

(取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 7 取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 第1条から第3条まで (略)	付 則 第1条から第3条まで (略) <u>(給与条例付則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u> 第4条 <u>給与条例付則第18項の規定により</u>

第4条及び第5条 (略)

給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第17条」とあるのは、「付則第20項」とする。

第5条及び第6条 (略)